

**A2**

利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

**A1**

**Q2.　利用者の受け入れ期間に制限はありますか？**

**A4**

就労訓練事業を行う際は、支援の担当者（就労支援担当者）を１名以上配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。

就労支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、自立相談支援機関との調整などを行います。

**Q4.　事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を**

**整備しなければなりませんか？**

**A3**

非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際の安全の確保に十分に配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えています。

　なお、以上についての詳細は、「ガイドライン」が作成されていますので、ご確認ください。

**Q3.　非雇用型の利用者について気をつけなければならないこと**

**は？**

&

**Q**

**A**

**Q1.　就労訓練事業者に対する支援は？**

**よくある質問**

就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自立的な実施を促す観点から、運営費について自治体から補助を行うことはありません。ただし、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置（１／２）、事業立ち上げ時の経費の補助、自治体による商品等の優先発注、研修の実施などのノウハウ提供等の支援が総合的に実施されます。

また、就労開始後も事業者に任せっきりにするのではなく、自立相談支援機関がしっかりフォローしますので、ご安心ください。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など（NPO法人、株式会社は含まれません。）が10名以上の生活困窮者を受け入れ、第2種社会福祉事業として実施する場合に限られます。

※支援の内容は地域によって異なりますので、自治体にお問い合わせください。

**●就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。**